

青森県報

第六百三十六号

令和五年
七月十四日
(金曜日)

目次

告 示

- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定…………… (こどもみらい課) …… 一
 - 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出…………… (障害福祉課) …… 一
 - 家畜人工授精講習会の開催…………… (畜産課) …… 二
 - 飼料の試験の結果の概要…………… (同) …… 二
 - 地籍調査事業計画…………… (農村整備課) …… 三
- 公 告
- 農地を利用する権利の設定の裁定…………… (構造政策課) …… 三
 - 航空隊ほか十四施設で使用する電気の供給に係る一般競争入札…………… (警察本部 会計課) …… 四

出先機関

○ 道路の位置の指定…………… (中南地域 県民局) …… 六

監査委員

○ 包括外部監査の事務を補助する者の氏名等…………… (事務局) …… 六

告 示

青森県告示第四百四十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

令和五年七月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 日 期
訪問看護ステーション翡翠	弘前市大字寒沢町一六の三六	令和五・七・五

青森県告示第四百五十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和五年七月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
社会福祉法人 人島光会	就労継続支援B型	弘前市大字大森 字草薙五の三	令和五・六・三〇
社会福祉法人 人島光会	共同生活援助	弘前市大字大森 字草薙五の三	〃

青森県告示第四百五十一号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催するので、青森県家畜人工授精講習会等開催要綱（昭和五十六年十二月青森県告示第五十七号）第二条第二項の規定により告示する。

令和五年七月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 開催期間
令和五年九月四日から同年十月三日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 二 開催場所
地方独立行政法人青森県産業技術センター畜産研究所（上北郡野辺地町）
- 三 講習人員
二十五人以内
- 四 対象家畜
牛

五 受講申請手続

受講希望者は、受講願書に係る書類を添えて令和五年八月十八日までに所管の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所長に提出すること。

六 その他

- 1 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課及び各地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所で交付する。
- 2 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課又は所管の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所に問い合わせること。

青森県告示第四百五十二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により令和五年五月十一日及び同年六月十三日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

令和五年七月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の7	同左	くみあい配合飼料 繁殖かあーちゃん	5.5	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン、TDN、水分	無
JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の7	同左	くみあい配合飼料 肉牛用新銀河2号	5.4	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン、TDN、水分	無
JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の7	同左	くみあい配合飼料 たまご工房DX	5.5	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン、ME、水分	無
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の8	同左	フイード・フン フイード後期C	5.6	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン、TDN、水分	無

東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の8	同左	フイード・フン F O大糞 1 4	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、 ME、水分	無
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の8	同左	フイード・フン 健然仕上 EX M	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、 ME、水分	無

青森県告示第四百五十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、令和五年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

令和五年七月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
青森市	新城山田第五地区	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで
弘前市	栄町地区、菟中宇中川原地区	
八戸市	松館（1）、松館（2）	
五所川原市	松島町の一部	
むつ市	中央一丁目の一部、金谷二丁目の一部	

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和五年七月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積	所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
	南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字西中野一八の三	畑	一、七七二

二 利用権の内容
賃借権

三 利用権の始期及び存続期間

利用権の始期	存続期間
令和五年九月一日	二年

四 借賃に相当する補償金の額

四万三千二百円

五 補償金の支払の方法

利用権の始期までに利用権を設定すべき農地の所在地の供託所に補償金を供託す

ること。

六 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報

昭和五十六年六月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。

航空隊ほか十四施設で使用する電気の供給に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和五年七月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 一般競争入札に付する事項

1 件名

航空隊ほか十四施設で使用する電気の供給

2 仕様等

入札説明書による。

二 供給期間

令和五年十一月一日から令和六年十月三十一日まで

三 供給場所

航空隊ほか十四施設

四 入札方法

1 入札書に記載する金額は、各入札者において設定する契約電力に対する一キロワット当たりの単価（小数点第二位まで）及び使用電力量に対する一キロワット時当たりの単価（小数点第二位まで）を根拠とし、青森県警察本部が提示する契約電力及び月ごとの予定使用電力量に基づき算出した十二か月の総額とする。

2 入札書には、別紙として、入札書に記載される入札金額に対応した入札内訳書を添付すること。

五 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四に規定する者に該当しない者であること。

2 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号。以下「財務規則」という。）第二百二十八条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

3 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、青森県警察本部会計課の確認を受けているものを除く。）でないこと。

4 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和三年二月十日青森県告示第八十二号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和四年二月十四日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札参加資格）の一又は、令和五年二月十日青森県告示第五十六号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により、電力の販売について入札の日までにAの等級に格付けされた者であること。

5 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札までの間に、受けていない者であること。

6 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

7 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。

8 財務規則第二百二十八条の二第一項の規定に基づき、県が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、入札説明書において示す入札適合条件を満たす者であること。

9 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして、地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

六 入札に参加する者に必要な資格の審査申請の時期及び場所等

1 入札に参加を希望する者は、あらかじめ、五に定める資格を有することについて

て、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、令和五年八月七日までに青森県警察本部会計課に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部会計課調度係

電話 〇一七―七二三―四二二一

4 提出部数 一部

七 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

電話 〇一七―七二三―四二二一

2 入札書の提出期限

令和五年八月二十四日 午後二時

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部五階会議室

令和五年八月二十四日 午後二時五分

八 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

九 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

十二か月の総額における予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入

札を行った者を落札者とする。

十一 その他

1 この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の適用を受ける。

2 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

3 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

4 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 その他詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the services to be required:

(1) Electricity Supply to Aviation Unit and other 14 facilities.

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

2:00 PM August 24th, 2023

3 Contact point for the notice:

Supply Section
Finance Division,

Aomori Prefectural Police HQ

2-3-1 Shimmachi
Aomori City, Aomori 030-0801
Japan
TEL 017-723-4211

出先機関

中南地域県民局告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、中南地域県民局地域整備部及び黒石市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年七月十四日

中南地域県民局長 井 沼 広 美

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
黒石市末広八三の三及び八 三の四	六四・五三メートル	六・一〇メートル	令和 五・七・五

監査委員

青森県監査委員告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年七月十四日

一 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

青森県監査委員	竹 内 均
青森県監査委員	川 嶋 由紀子
青森県監査委員	櫛 引 ユキ子
青森県監査委員	小比類 正 規

氏 名	住 所
鳩 健 二	青森県八戸市長根二丁目七の一四

二 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和五年七月十八日から令和六年三月三十一日まで

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭